

その他新公益法人制度移行対応関係通知など

- (1) 特例社団法人（社団法人獣医師会）が新制度移行に
当たり準備・確認・検討すべき事項
(平成 20 年度第 4 回日本獣医師会理事会協議・承認事項) 別紙 1
- (2) 本部と支部の関係の考え方
(平成 22 年 2 月 18 日：日本獣医師会) 別紙 2
- (3) 公益目的事業としての認定の要件の考え方
(平成 22 年 2 月 18 日：日本獣医師会) 別紙 3
- (4) 地方獣医師会の狂犬病予防推進事業の公益目的事業適合
要件の考え方 (平成 22 年 2 月 18 日：日本獣医師会)
..... 別紙 4

特例社団法人（社団法人獣医師会）が新制度移行に
当たり準備・確認・検討すべき事項

1 新制度移行の取り組み体制など

(1) 新公益法人制度（新制度）の理解

ア 新制度の枠組みと新制度移行に向けての取り組みについて、次の事項について会員、役職員における理解の醸成を図られたいこと。

(ア) 新制度の目的、移行のスケジュール

(イ) 特例社団法人（獣医師会）の立場

(ウ) 公益認定の効果と責務、獣医師会の当面の対応など

イ 前記アの理解の醸成及び次の（2）の検討に当たっては、「新公益法人制度検討の要点（日本獣医師会）」及び「狂犬病予防注射事業運営に当たっての留意事項（日本獣医師会）」を活用願いたいこと。

「新公益法人制度検討の要点（日本獣医師会）」

「狂犬病予防注射事業運営に当たっての留意事項（日本獣医師会）」

(2) 新制度移行に向けての検討の場の設置

役職員、会計・経理専門家等による検討の場を設け①現状の組織、会計・経理、事業運営、税制など点検・確認と②移行に向けての環境整備及び③申請に向けての対応などを協議・検討願いたいこと。

(3) 主務官庁の指導の下での移行の手続の推進

ア 現状、特例民法法人については、主務官庁の監督・指導の実施が求められている。従って、主務官庁（都道府県の獣医師会指導・監督当局）の指導の下で移行手続きを進められたいこと。

イ また、移行認定又は移行認可の審査に当たっては、認定・許可に当たる行政庁は、必要に応じ、①旧主務官庁の監督上の命令への違反の有無、②公益目的支出計画が適正で確実に実施されているかの確認などについて旧主務官庁の意見を聞くとされている。

2 新制度移行（移行の認定・移行の認可）に向けての対応の骨子

移行に向けての手続きの検討に当たっては、前記1の（1）のイに示した資料（「新公益法人制度検討の要点」など）を活用願いたいが、点検・整備の順序及び検討事項の骨子を次により整理したので留意願いたい。

（1）移行に向けての点検・整備の共通事項

ア 法人の経理的基礎と技術的能力の確認

（ア）移行の申請時に、①債務超過にあること等により経理的基礎を有しないとされた法人や公益目的事業（又は実施事業等）を行うのに必要な技術的能力のないとされた法人は、②公益目的事業（又は実施事業）を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有しないと判断されてしまうことから、③法人の現状を点検し、要すれば整備に向けての検討を行う。

（イ）前記（ア）に関連して、法人の本部と支部（部会、協議会などを含む。）との間の組織、会計経理、事業執行体制の在り方（本部と支部の一体性の確保）についても点検の上、要すれば整備に向けての検討を行う。

（ウ）本部と支部の形式上及び実態面での一体制の確保は、①獣医師会の組織としての結束を確保する上で、また、②事務・事業運営を担うべき立場にある獣医師会としての機能を確保する上でも重要なポイントとなる。

イ 公益法人会計基準（平成20年の新・新基準）対応への取り組み

法人の会計・経理について、移行の認定・移行の認可の申請（公益認定基準のクリア又は公益目的支出計画の策定）の如何を問わず、原則、新・新基準による計算書類の作成が求められる。

ウ 法人の機関設計の準備

移行の認定・移行の認可の申請のいずれを選択するかを問わず、最低限一般法人法に基づく機関設計が求められるが、先ずは、一般法人法及び公益認定法の両法に適合する定款変更案（総則、会員、社員総会、役員及び理事会、財産及び会計、定款変更、合併及び解散、事務局、情報公開、補則など）の検討と準備を行う。

（2）公益社団法人移行認定申請（公益認定要件の適合）に向けての点検・整備

ア 収支相償の確認

（ア）現行の事業を公益目的事業と収益事業等に大括で先ず分類する。

（イ）公益目的事業は、更にその事業の業態や性質に即して事業単位ごとに区分した上で事業単位を構成する個別の事業内訳別に分類した上で、個別の事業のそれぞれが「公益認定等ガイドラインにおいて示された公益目的事業のチェックポイント」に適合するかを確認する。

(ウ) 収支相償判定の第一段階では、公益目的事業の各事業単位で収入と費用を比較する。

(エ) 収支相償判定の第二段階では、公益目的事業全体の収入と費用を比較する。収益事業等を行っているときは、収益事業等の利益から少なくとも50%を公益目的事業財産に繰り入れることとされているので、繰入額を収入に含めた上で、収支相償の判定を行う。

(オ) 収支相償を満たしていない場合は、移行申請までに①公益目的事業の運営見直し、②会計上の事業分類の見直し、③収益や費用を会計上のどの事業に配賦するか等の見直しを行う。併行して特定費用準備資金として積み立てることの是非を検討する。

イ 公益目的事業比率の確認

(ア) 現行の事業を公益目的事業と収益事業等に大括で先ず分類し、次に事業の費用について公益実施費用額（公益目的事業会計）と収益等実施費用額（収益事業等会計）を算出する。

(イ) 事業費以外の費用を管理運営費用額（法人会計）として算出する。

(ウ) 公益実施費用額、収益等実施費用額、管理運営費用額から公益目的事業比率の判定を行う。

(エ) 公益目的事業比率を満たしていない場合は、移行申請までに①公益目的事業の運営見直し、②会計上の事業分類の見直し、③収益や費用を会計上のどの事業に配賦するかの等の見直しを行う。

ウ 遊休財産額保有制限の確認

(ア) 財産目録上の財産を使途の定まっている財産（控除対象財産）と使途の定まっていない財産（遊休財産）に分類する。

(イ) 遊休財産を算出し、1年分の公益目的事業費相当額を超えていないか判定する。

(ウ) 遊休財産額の保有制限基準を満たしていない場合は、申請までに遊休財産の処分などを行う。

エ 理事及び監事の対応の確認

(ア) 移行に伴い、特例社団法人の理事・監事はそのまま公益社団法人の理事・監事へのスライドが可能。移行に際し選任する理事・監事は、定款変更案の附則に氏名を記載する手法がとれる。

(イ) 公益社団法人の理事・監事は、同族支配、他団体支配が制限されることに留意する。

オ その他の主な確認事項

(ア) 他の団体の株式、社員権、信託受益権などの過半を保有していないこと。

(イ) 理事・監事が脱税などの違法行為で処罰を受けていないこと。

(ウ) 特例社団法人が税の滞納処分を受けた場合、3年を経過していること。

(3) 一般社団法人移行認可申請（公益目的支出計画の策定）に向けての点検・整備

(注)：公益目的支出計画とは

特例社団法人について、①その法人格を継続させたまま一般社団法人に移行させた上で、②移行時点の純資産額（移行時点で清算すると仮定した場合の残余財産相当額と見なされるもの）を基礎として算出した額（公益目的財産額）を、③移行後において移行した法人の実施事業として計画的に公益の目的に支出させることで、④移行法人の残余財産が類似の公益目的に支出されるのと同様の効果を得ようとするもの。

ア 公益目的支出計画の検討・準備

(ア) 公益目的財産額の確認

貸借対照表の純資産額を基礎とし、土地、有価証券などの資産がある場合は、時価評価した上で、時価評価後の公益目的財産額の概算を確認する。

(イ) 公益目的支出計画の検討

a 実施事業等の確認

(a) 公益目的支出計画においては、その対象事業として実施事業等を定めることとなるが、実施事業等は、①認定法に定める公益目的事業（公益目的事業とするためには、事業単位を構成する個別の事業ごとに、「公益認定等ガイドラインにおいて示された公益目的事業のチェックポイント」に適合するかを確認する。）②主務官庁が公益事業として認めた従来からの継続事業、③公益団体への寄付からなる。

(b) 一方、公益目的支出計画に記載する事業は、法人の任意とされている。従って、継続事業で利益での事業は実施事業としないこともできる。

(c) ただし、実施事業等を行うのに当たっては、公益認定法において公益認定基準として定めるのと同様に実施事業等が、①特別の利益を与えるものでないこと、②実施事業を行うのに法人が必要な許認可を得ていること。③実施事業を行うのに当たり法人が必要な技術的能力を有していることが条件とされている。

b 公益目的支出計画の適正性の確認

- (a) 公益目的支出計画の確実な実施が見込まれる旨が求められる。そのため申請時には法人の事業計画書、公益目的支出計画実施機関における法人の収支見込み等の提出が必要となる。
- (b) 公益目的支出計画における公益目的財産額の算定等の計算は、整備法の規定に則し行われていることが求められる。公益目的支出計画を作成するためには、時価評価すべき財産を時価評価して公益目的財産額を算出し、現在法人が行っている事業を、前記（イ）のaに示した実施事業等とその他の事業に分類した上で、「実施事業等会計」、「その他会計」、「法人会計」に区分する必要がある。
なお、実施事業等のうち、継続事業の赤字だけでは公益目的支出計画が長期に及ぶ場合は、新たに「公益目的事業」を開始したり、「特定寄付」を行い、「実施事業等会計」の赤字を増やすことが可能とされている。
- (c) 公益目的支出計画には実施事業等ごとに、事業の内容、収益、費用等を記載する必要がある。
- (d) 公益目的支出計画に記載する実施事業等については、支出の総額が収入の総額を上回ることが必要（いわゆる赤字事業を行うこととなる。）
なお、複数の実施事業を記載する場合は、計画全体の支出総額が収入総額を上回ればよいとされている。

イ 非営利性一般社団法人の要件の確認

一般社団法人の認可申請に当たり、当該法人を非営利性一般社団法人として位置づけるためには、次の要件の適合について確認しておく必要がある。

- (ア) 定款で剩余金の分配を行わない旨を定めること。
(イ) 定款に解散時の残余財産の公益的団体への帰属する旨を定めること。
(ウ) 上記（ア）及び（イ）の定款の定めに違反した行為を行ったことがないこと。
(エ) 理事の同族支配がないこと。

平成22年2月18日
日本獣医師会

本部と支部の関係の考え方

- 1 本部と支部（部会や支会等の名称は問わない。以下、同様）の関係については、既に、現状の特例社団法人においても、支部は本部の組織として位置付けられ、機能すべきものとして、組織及び事務・事業運営についての一体制の確保が基本的に求められるところであります。
- 2 本部と支部の関係については、基本的には新公益法人制度移行に伴って新たに対応すべき課題ではありません。現状でも本部の支部（本部を形成する支部）ということであれば、本部と支部の一体制の確保が求められるところであります。新公益法人制度への移行を期に支部組織を含めた獣医師会組織基盤のより一層の強化を図ることにより支部機能の効果的反映を通じ獣医師会による公益活動の一層の進展を図ることが肝要であります。
- 3 従いまして、新公益法人制度への移行を期にあえて支部を単純に切り離すような対応をとることは、①獣医師会の組織基盤の強化、②獣医師会自体の公益性の確保、③課税上の課題の顕在化などの観点から、本部及び支部の双方にとってデメリットとなる旨を理解いただきたくお願いします。
- 4 本部と支部の関係については、個々の地方獣医師会の歴史的経緯の中で今日の姿関係が存在するものではありますが、新公益法人制度への移行に当たり基本的には現状の本部と支部の関係を崩すことなく、先ずは、前記1から3の観点に立ち、組織内の合意形成と一体制の確保について取り得る最大限の会計・経理及び事務・事業運営の確保に向け見直すべきところは見直し準備を進められるようお願いします。
- 5 本部と支部の関係についての一体制確保の基本は、①本部の規約等による支部組織と運営体制の位置付けの整備（定款における支部の位置付けと支部運営規程の整備など）、②事業計画及び收支予算において本部の支部事業として計上すること、③支部から本部

への支部事業の実施状況と会計・経理の報告及び本部における報告結果の集約・整理を行うこと等にあります。

6 要は、①本部においては、本部の支部として支部の事業運営と会計経理の結果を把握するとともに、②支部においては、本部の支部として支部の事業運営と会計経理の結果を本部に報告することが最低限求められます。

また、支部が資産を有している場合、当該資産は本部の財産目録等に支部の資産として計上することが求められますが、これは当該資産を本部が吸収することを意味するものではないと理解します。

なお、例えば現状において支部が支部独自に共益的事業を行っており、当該事業を本部事業として計上するのを躊躇するのであれば、当該事業については、本部事業と切り分けを行い、本部の支部による事業としてではなく、別個の任意団体による事業として必要な措置（会計・経理の独自管理等）を講じた上で取り扱うことは可能です。

平成22年2月18日
日本獣医師会

公益目的事業としての認定の要件の考え方

1 認定の要件

個々の事業単位ごとに、次に示した①公益認定の条件と②収支相償の原則に適合することが求められる。

(1) 公益認定条件（3条件）

公益認定を受けようとする事業は、事業単位ごとに次の3条件に適合するものであること。

ア 法人の定款で定める事業として根拠を有すること。

イ 認定法第2条の別表に掲げる種類の事業のいずれか一つ以上の種類に該当すること。

ウ 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること。

注：「事業単位」についての留意事項：

- a 公益認定の申請に当たり、法人の事業は、事業の一覧において、①公益目的事業、②収益事業、③その他の事業（相互扶助事業（共益事業））に区分し、かつ、事業単位ごとに記載することが求められる。
- b 事業単位は、相互に関連する複数の事業を一括りにできるが、財務諸表上の事業と一致するか、又は財務諸表上の事業をまとめたものとなっていることが望ましい。
- c 複数の事業とともにまとめた場合、その一部に公益性が認められないときは、まとめた事業全体が公益目的事業として認められない場合があり得る。
- d 事業単位が、次に示した公益認定の条件や収支相償の原則の判定の単位となる。また、移行認定申請書別表G「収支予算の事業別区分別経理の内訳表」の事業細目区分にもなる。
従って、事業単位ごとに公益認定の条件に適合する旨の事業内容の説明資料の作成が必要となる。

(2) 収支相償の原則

事業単位ごとの収支相償について、継続的な遵守が可能であること。

注：第一段階の収支相償は、各事業単位で判定されることとなる。

2 上記1の（1）のウ（不特定多数の者の利益の増進に寄与）の考え方

事業単位を構成する個別の事業ごとに、以下の事項に留意の上、「公益認定等ガイドライン（内閣府公益認定等委員会）」のチェックポイントに従い、適合性を検証する。

注：検証に当たっての留意事項の詳細は、「新公益法人制度検討の要点（改訂第8版 平成22年2月、日本獣医師会）」の4の（1）、4の（1）の別紙1及び別紙2、8の（4）を参照のこと。

（1）事業の目的

認定を受けようとする事業が、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけられ、適当な方法（定款、関係規程、HPなどへの掲載）により明らかにしていることが求められる。

（2）事業の合目的性

事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切かを次の各ポイントについて検証することが求められる。

ア 受益の機会が一般に開かれているか（会員限定とか、共益的とはなってはいないか）：

（ア）事業による受益が会員限定の場合は原則共益事業となるが、ただし、その事業が別表の各号に掲げる事業の目的に直接貢献できるといった合理的な理由があれば差し支えない。

例えば、特定の資格を有する者の大半が加入している法人における専門的技能についての講習会等の受講者が一会员に限定されていても、講習による人材育成が学術の振興に直接貢献すると考えられる場合、公益目的事業とし得る。

（イ）学術誌等の発行において、発刊物が公益目的事業についての情報の普及のための手段として発刊されるのであれば公益目的事業の一環としての整理することが可能

学会誌の発刊において、論文選考と選考論文の普及のための発刊が密接不可分となっている場合は、特に論文の選考が公益目的事業が否かをチェックすることが求められる。

イ 専門家が適切に関与し事業の質が確保されているか：

専門家とは、事業内容に応じて企画、指導、審査等を行うのに必要な知識、技術を教育、訓練、経験等により備えている者をいう。ただし、必ずしも法人の雇用である必要はない。適切な関与の方法があれば可

ウ 審査、選考を行い受賞者等を決定する場合は、それが公正に行われているか：

専門家が、審査、選考を行いその基準を定め公開すること、応募者等と直接の利害関係を有する者が審査、選考を行わないこと。

エ 事業の目的が業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないこと。

平成22年2月18日
日本獣医師会

地方獣医師会の狂犬病予防推進事業の 公益目的事業適合要件の考え方

- 1 地方獣医師が事業主体として実施する狂犬病予防推進事業（以下「推進事業」という。）につきましては、狂犬病予防法の制定に伴い地方獣医師会事業として狂注事業を取り組むこととなった経緯からして公益法人獣医師会の公益事業であることは明らかではありますが、この60年間の間において狂犬病予防法の運営が変遷をたどり、また、狂犬病予防対策の実施を取り巻く環境についても変化してきているところです。
- 2 従いまして、今回の新公益法人制度への移行を機に狂注事業については、過去の経緯、経過はそれとして別においた上で（過去の経緯は公益目的事業としての位置づけには役に立たないと考えるべきと思います。）、現在、各地方獣医師会が取り組まれている事業の運営が、公益目的事業としての要件に適合することを点検した上で、説明に当たる必要があります。
- 3 要件適合の点検に当たり留意すべき事項は、「狂犬病予防対策推進事業運営に当たっての留意事項（（日本獣医師会）最新版は、平成22年2月の改訂第5版）」において示したところですが、
 - (1) 先ずは、各地方獣医師会の定款及び関係規程において規定する獣医師会の「目的と事業」が、公益目的事業を実施する法人として公益認定法第2条別表の1号から23号のいずれかを行う法人であることが説明できるものであること、また、法人の行う個別事業としての推進事業が同じく別表の1号から23号のいずれかに該当する目的の事業であることが説明できること。
 - (2) 次に、推進事業が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであることを「公益認定等ガイドライン（内閣府公益認定等委員会）」が示したチェックポイントに即し点検し、各必要な要件に適合する旨を説明すること。
以上が求められるところです。
- 4 一方、狂犬病予防法に基づく狂犬病予防対策の推進に当たっては、その内容からして動物に対する診療行為を伴うものである以上、適正執行を確保する上で、獣医師専門職の介在が必要不可欠となることは当然であります、このことのみをもって推進事業を地方獣医師会の公益目的事業として説明するのは困難と考えます。

5 いかなる理由により公益法人としての獣医師会の事業として実施しているかについては、自治体と当該自治体の管轄区域を活動の区域とする獣医師会の間の委任関係により地方獣医師会の推進事業として成立しているものであるとの説明が必要になると考えます。また、この場合、もちろん平成19年3月2日付けの獣医師会に対する厚労省局長通知及び課長通知は、狂犬病予防対策の適正推進を確保する上での地域連携の具現化のための地方獣医師会による自治体要請に応える事業であることの説明を行うのに十分役立つものと考えます。

6 そこで、今後、公益認定に向けての手続きを進める中で、行政当局から推進事業について、「何故に獣医師会事業として取り組むのが必要なのか。個人獣医師の診療の範囲で対応可能なのではないか。」との質問が発せられることが想定されますが、これを説明する上でのポイントは、次の2点が考えられます。

(1) 先ず、①狂犬病予防法が規定する一連の狂犬病予防対策の法令上の目的とその位置づけを明確化された上で、②法が求める狂犬病予防対策推進における県・市町村等の自治体の責務と自治体と犬の飼育者との関係。更に狂犬病予防対策による法益が広く公衆衛生の向上を通じ社会全般の利益として波及するものであること。また、狂犬病予防対策の法に基づく実施の責務は、自治体にあるが、その県下一円での適正かつ効率的の執行を確保するため各自治体が管轄する区域を活動の区域とし、地域の公衆衛生の向上を法人の目的として有する地方獣医師会に關係事務の委任が行われ獣医師会の推進事業として実施しているものであること。

(2) 次に、狂犬病予防対策は、①犬の登録、鑑札交付から始まり定期予防注射の実施、済票交付とともに、一連の予防対策の確実性及び実効性の確保（記録と管理及び報告を含む。）、更に、予防対策の普及・啓発にまで及ぶものであり、単に注射行為という診療の提供に止まるものではないこと。しかも、②特に定期の予防注射については、毎年の一定期間の間において各自治体において飼養される犬に対し一斉に行うべきものとされていること。以上のことからこれら一連の予防対策を行政の指示の下で確実に対応し得る能力と役割を有する公益法人獣医師会に事務の委任がなされているところであり、地方獣医師会はこれを受けて、獣医師会の公益事業として取り組んでいること。

7 言い換えれば、狂犬病予防対策の地域における実施の責を有するのは、第一義的には自治体の役割であるが、自治体は法の執行、その効果的実施の確保を行う立場から獣医師専門職を会員として有し、しかも獣医学術の振興・普及をはじめ、公衆衛生の向上を含む獣医事の向上を目的とし、また、県下一円を活動の区域とする獣医師会に關係事務を委任し、それに基づき公益法人獣医師会の事業として実施している。このことは平成19年3月2日付けの厚労省局長通知及び課長通知においても明確化され、各自治体をから所管する獣医師会に要請連携して対応を進めることができると明示されているところであるとの説明も可能と考えます。

8 また、その際に、重要なことは、

(1) 前記6の（1）で述べたとおり、そもそも狂犬病予防対策自体が法令に基づく公目的そのものであること。

(2) 地方獣医師会による推進事業の内容は、単に集合注射による注射行為だけではないこと（これのみで推進事業を行っているとすれば獣医師会組織による取り組みの必要性は希薄化し、個人の獣医師でも対応可能ではないかとの論が出てくることになると思います。）。単に注射行為として予防対策が完遂するのではなく、前記6の（2）で述べたとおり狂犬病予防対策全般を、しかもその地域全体における執行を効果的に実施するためには、個人の獣医師に任せるわけには行かないとの行政上の判断により、自治体からの要請を受けて公益法人である獣医師会が実施しているものと説明するのではないかでしょうか。

(3) 一方、たとえ個人の獣医師により対応可能な範囲、例えば注射行為を公益法人の獣医師会の事業の中で行うこととしたとしても、そのことをもって獣医師会の事業としての公益性は否定されたことにはならないと考えます。

9 以上は、推進事業の公益目的事業としての適合の要点を示したのですが、加えて推進事業のみでもって公益目的事業の事業単位（いわゆる「公のⅠ」、「公のⅡ」・・・）として収支決算する場合に当たっては、推進事業のみで収支相償の原則について第1段階の適合が求められることとなります。

従って、推進事業のみでもっての収支相償の説明がどうしても困難な場合は、他の同種の事業と一括して、例えば、「公のⅠ（公衆衛生の向上を目的とする事業など）」の事業単位の中で推進事業は個別事業の一つとして位置づけ、推進事業を含む「公のⅠ」の事業単位での収支相償を説明する方策を考えるのも手かと思います。この件については、ミクロの視点とともに地方獣医師会の会計経理の全体の枠組みをどう考えるのかの中で考えるべきことと思います。

10 加えて、多くの地方獣医師会においては、事業内容が定期予防注射を主体とすること等から、事業の名称を狂犬病予防注射事業（狂注事業）と通称化しているケースがありますが、これを例えれば、狂犬病予防対策推進事業とし、あまり注射というものに特化して決め込むことはむしろ避けた方が良いと考えます。

11 なお、公益法人の業務適正化の一環として公益法人の行う事業のうち、民間企業等と競合関係にある事業については、「事業の運営について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。」が求められているところであります。従いまして、地方獣医師会の推進事業のうち、特に定期予防注射の実施に当たっては、同事業の委任先の自治体とも協議を行い、公益事業としての適性を確保することを前提に、実施対価の引き下げについて鋭意努力することが必要であります。